

平成23年2月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 島 卷 晓子
平成22年(ワ)第176号 不当利得返還請求事件
口頭弁論終結日 平成23年1月21日

判決

原告 告

同訴訟代理人弁護士 森 裕 之
東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告 アコム株式会社
同代表者代表取締役 木下好

同訴訟代理人弁護士 高橋悦夫
同 島佳男

同 駒井慶太
同 妻鹿直人

同 坂根和
同 中島亮

同 大西正郎
主文

- 1 被告は、原告に対し、843万8920円及びうち707万2648円に対する平成22年1月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、被告との間の消費貸借契約に基づいて了弁済につき、利息制限法1条所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき過払金及び民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、明らかに争わない事実である。）

(1) 原告は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である被告との間で、リボルビング方式による金銭消費貸借取引を内容とする基本契約を締結した上で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「別紙計算書」という。）の「年月日」欄記載の日に、同「借入金額」欄記載の金額を被告から借り入れ、又は同「弁済額」欄記載の金額を被告に弁済する取引（以下「本件取引」という。）をした。

(2) 本件取引を利息制限法等の規定に従って充当計算し、発生した過払金に年5分の割合による利息を付加して計算すると、別紙計算書記載のとおり、707万2648円の過払金が発生し、これに対する平成22年1月9日までの未払利息は136万6272円となる。

2 争点

過払金に対する利息発生の有無

3 争点に関する当事者の主張

（原告の主張）

(1) 制限超過部分の不当利得返還債務について民法704条の「悪意の受益者」

であるといえるためには、利息制限法を超過する利率による弁済を受けることを知つていれば足りるところ、被告は、利息制限法所定の制限利率を超える貸付けを故意に行っていたことから、そのことのみをもって「悪意の受益者」であるといえる。

(2) 最高裁平成19年7月13日判決（民集61巻5号1980頁。以下「平成19年7月判決」という。）は、貸金業者が貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、「悪意の受益者」と推定されると判示しているところ、被告に同項の適用があるとの認識があったとはいえず、上記特段の事情も認められないため、平成19年7月判決によつても、被告は「悪意の受益者」であると認められる。

すなわち、本件取引について、被告に貸金業法43条1項の適用があるとの認識があるといえるためには、その前提として、被告が同項の適用を充足するに足りるだけの書面（以下、同法17条1項所定の事項を記載した書面を「17条書面」とい、同法18条1項所定の事項を記載した書面を「18条書面」という。）を原告に交付していることを要するところ、被告が原告に交付した17条書面には、同法17条1項に規定する「返済期間及び返済回数」、同法施行規則13条1項に規定する「各回の返済期日及び返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と「各回の返済期日及び返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）の記載がなく、被告が原告に交付した18条書面には、同法18条1項に規定する「契約年月日」の記載がなかった。

また、被告は、平成5年4月より前の取引について、原告に17条書面及び18条書面を交付していたことを立証していない。

さらに、貸金業法施行前（施行日は昭和58年11月1日）の取引については同法43条1項の適用がないから、被告が、制限超過部分の受領につい

て、「悪意の受益者」であったことは明らかであるところ、それにもかかわらず、同法施行後、被告は、同法施行前の取引について利息制限法に基づく引き直し計算をせず、誤った残高を記載した17条書面及び18条書面を原告に交付し続けていた。

よって、本件取引について、被告に貸金業法43条1項の適用があるとの認識があったとはいえず、上記特段の事情も認められないことは明らかである。

(3) 以上より、被告は、「悪意の受益者」に当たるから、過払金に利息を付加して支払うべきである。

(被告の主張)

(1) 被告は、原告に対し、基本契約の締結の際に「カードローン基本契約書」（「フリーローン金銭消費貸借包括契約書」という名称のときもあった。以下「基本契約書」という。）を交付するとともに、個別の貸付けの際に店頭明細書又はATM明細書（両明細書を併せて「個別貸付書面」という。）を交付しており、これらの書面をもって貸金業法17条1項の要件を充足すると認識していた。また、被告は、原告から弁済を受けた際、原告に対し店頭明細書又はATM明細書を交付しており、これらの書面をもって貸金業法18条1項の要件を充足すると認識していた。

なお、被告は、平成10年7月21日の貸付け（別紙計算書の番号360の取引）より前の貸付けにおいては、返済期間、返済金額等の記載のない17条書面を原告に交付していたが、これは、返済期間、返済金額等の記載を省略することを是認する行政指導、学説、裁判例等があったためである。

また、被告は、貸金業法18条1項に規定する「契約年月日」の記載のない18条書面を原告に交付していたが、これは同法施行規則15条2項により、契約年月日の記載に代えて契約番号等を記載することが認められていたためである。

したがって、被告は、本件取引につき、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったといえる。

(2) なお、原告は、平成5年4月より前の取引について17条書面及び18条書面の交付の事実を立証していない旨主張するが、被告が同月より前の17条書面及び18条書面の控え（ジャーナル）を証拠提出していないのは、保管業者にジャーナルの保管業務を委託した際に、同月より前のジャーナルを廃棄したためであり、17条書面及び18条書面を原告に交付していなかつたことを意味するものではない。

また、原告は、貸金業法施行前の取引について、同法43条1項の適用の余地がない旨主張するが、同法施行前に発生した貸金債務であっても、同法施行後に追加貸付けが行われた場合には、その時点で、従前の貸金債務を新たな消費貸借の目的とする準消費貸借契約が成立したと評価すべきであり、これにより、すべての貸金債務が貸金業法施行後に発生した貸金債務となるのであるから、同法43条1項の適用の余地があるというべきである。そして、本件取引について、被告に貸金業法43条1項の適用があるとの認識がありかつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことは上記(1)のとおりであるから、本件取引に同法施行前の取引が含まれていたとしても、被告が「悪意の受益者」であるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（平成

19年7月判決)。

2 そこで、まず、被告が本件取引に際し原告に交付した17条書面には、貸金業法17条1項所定の事項がすべて記載されており、同法43条1項の要件を充足し得る状況にあったか否かにつき検討する。

(1) 本件取引はリボルビング方式の取引であり(前記第2の1(1))、原告が、
①極度額の範囲内であれば繰り返し借入れをすることができ、②返済すべき
金額(元利合計金額)の最低額(以下「最低返済額」という。)を超える金
額であれば、返済額を自由に決めることができ、③返済の方式は、追加貸付
けがあつても、当該追加貸付けについての分割払の約束がされるわけではな
く、当該追加貸付けを含めたその時点での残元利金合計額について、一定の
返済期限内に最低返済額以上の金額を支払えば足りるものであったと認めら
れる(乙3の1ないし3の4、弁論の全趣旨)。そうすると、返済期間、返
済金額等は、原告が、追加借入れをするかどうか、返済期日に幾ら返済する
かによって変動することとなるから、基本契約書及び個別貸付書面に、返済
期間、返済金額等を確定的に記載することは不可能であったといわざるを得
ない。

しかし、返済期間、返済金額等を17条書面に確定的に記載することが不
可能であるからといって、被告は、これらの事項を17条書面に記載すべき
義務を免れるものではなく、個々の貸付けの時点における残元利金について、
最低返済額を返済期限の末日に返済する場合の返済期間、返済金額等を17
条書面に記載することは可能であるから、これを確定的な返済期間、返済金
額等の記載に準ずるものとして、17条書面に記載すべき義務があったとい
うべきである(最高裁平成17年12月15日判決・民集59巻10号28
99頁)。

(2) これを本件についてみると、被告が利用していた基本契約書には、一定の
返済期限内に、あらかじめ定められた最低返済額以上の金額を支払うべき旨

の記載が、被告が平成10年5月27日の取引（別紙計算書の番号357の取引）まで利用していた個別貸付書面には、貸付金残高、次回返済額（最低返済額を表示していたものと推認される。なお、「次回入金指定額」との名称が用いられた時期や、そもそも同項目が設けられていない時期もあった。）及び次回支払期限（「次回お支払期限」や「次回期限」との名称が用いられた時期もあった。）の記載があるのみであり（乙1、3の1ないし3の4、4の1ないし4の4），これらの記載のみでは、最低返済額を返済期限の末日に返済していった場合に、最終の返済日がいつごろになるか、最終の返済までの返済回数は何回か、最低返済額を支払った場合の元金充当額と利息充当額の内訳はどのようにになっているのか、最終の返済まで合計幾らの元利金を支払うことになるのかといった事項を、一般の消費者において把握するには困難であるというべきである。

よって、被告が、原告に交付していた基本契約書及び個別貸付書面を併せても、返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があると解することはできないから、本件取引においては、適法な17条書面の交付があったとは認められず、貸金業法43条1項の適用要件を欠くというべきである。

(3) なお、平成10年7月21日以降の取引の際に交付された個別貸付書面には、返済回数及び最終返済期限の記載が追加されるに至ったが（乙4の4），これらの記載をもってしてもなお、最低返済額を支払った場合の元金充当額と利息充当額の内訳はどのようにになっているのか、最終の返済まで合計幾らの元利金を支払うことになるのかを、一般の消費者において把握するのは困難であり、これをもって返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があると解することはできないというべきである。

また、仮に、基本契約書と上記の新たな個別貸付書面を併せれば、返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があると評価し得たとしても、上記(2)のとおり、被告は、平成10年7月21日より前の取引においては適法な17

条書面を交付していなかったのであるから、新たな個別貸付書面の貸付金残高、最終返済期限、返済回数の欄には、利息制限法等に基づく引き直し計算をした後の貸付金残高、これを前提とする最終返済期限、返済回数を記載しなければならなかつたにもかかわらず、平成10年7月21日より前の取引について貸金業法43条1項の適用があることを前提とした誤った金額等を記載していたのであるから、結局、平成10年7月21日以降の取引においても、適法な17条書面を交付していたとは認められないというべきである。

(4) 以上より、本件取引においては、最初の借入れから最後の弁済までのすべての取引について、貸金業法43条1項の適用はないというべきである。

3 ところで、貸金業法17条1項及び同法施行規則13条1項が返済期間、返済金額等の記載を要求しているのは、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、返済計画を検討するに足りる情報を提供することにより、債務者が想定外の支出を余儀なくされることのないように債務者を保護するためであると解されるところ、上記のとおり、被告が原告に交付していた基本契約書及び個別貸付書面では、最低返済額を返済期限の末日に返済していった場合に、最終の返済までの返済回数は何回か、最低返済額を支払った場合の元金充当額と利息充当額の内訳はどのようにになっているのか、最終の返済まで合計幾らの元利金を支払うことになるのかといった事項を、一般の消費者において把握することは困難であり、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、返済計画を検討することは困難であるというべきである。そして、被告は、貸金業法3条の登録を受けた貸金業者であるから、17条書面に返済期間、返済金額等の記載を要する趣旨を十分に認識していたはずであり、被告が使用していた基本契約書及び個別貸付書面では、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、返済計画を検討するのは困難であることの認識があったと認められる。

4 以上によれば、被告は、原告に対し、貸金業法17条1項の要件を充足する17条書面を交付しておらず、かつ、被告には、同項の趣旨に沿う書面の交付

をしていないことの認識があり、前記1にいう特段の事情は認められないから、被告は「悪意の受益者」として過払金に利息を付加して支払うべき義務を負っているというべきである。

第4 結論

以上によれば、被告は、原告に対し、過払金707万2648円、確定利息136万6272円及び過払金707万2648円に対する平成22年1月10日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払義務を負っているから、原告の請求は理由がある。

よって、原告の請求を認容することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条を、仮執行宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

高知地方裁判所民事部

裁判官 向井宣人

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
51	S58.12.28	28,000		0.18	12	0	0	-87,985	-189	0
52	S59.1.20		30,000	0.18	23	0	0	-117,985	-276	-276
53	S59.2.24		30,000	0.18	35	0	0	-147,985	-564	-840
54	S59.3.30		30,000	0.18	35	0	0	-177,985	-707	-1,547
55	S59.4.4	20,000		0.18	5	0	0	-159,653	-121	0
56	S59.5.4		30,000	0.18	30	0	0	-189,653	-654	-654
57	S59.6.8		30,000	0.18	35	0	0	-219,653	-906	-1,560
58	S59.7.13		30,000	0.18	35	0	0	-249,653	-1,050	-2,610
59	S59.7.13	25,000		0.18	0	0	0	-227,263	0	0
60	S59.8.20		30,000	0.18	38	0	0	-257,263	-1,179	-1,179
61	S59.9.25		30,000	0.18	36	0	0	-287,263	-1,265	-2,444
62	S59.10.29		30,000	0.18	34	0	0	-317,263	-1,334	-3,778
63	S59.10.29	20,000		0.18	0	0	0	-301,041	0	0
64	S59.11.2		30,000	0.18	4	0	0	-331,041	-164	-164
65	S59.11.14	30,000		0.18	12	0	0	-301,747	-542	0
66	S59.12.7		25,000	0.18	23	0	0	-326,747	-948	-948
67	S60.1.11		25,000	0.18	35	0	0	-351,747	-1,563	-2,511
68	S60.2.14		25,000	0.18	34	0	0	-376,747	-1,638	-4,149
69	S60.3.25		30,000	0.18	39	0	0	-406,747	-2,012	-6,161
70	S60.4.30		30,000	0.18	36	0	0	-436,747	-2,005	-8,166
71	S60.5.7			0.18	7	0	0	-436,747	-418	-8,584
72	S60.6.4		25,000	0.18	28	0	0	-461,747	-1,675	-10,259
73	S60.7.9		30,000	0.18	35	0	0	-491,747	-2,213	-12,472
74	S60.7.9	43,000		0.18	0	0	0	-461,219	0	0
75	S60.8.13		25,000	0.18	35	0	0	-486,219	-2,211	-2,211
76	S60.9.17		25,000	0.18	35	0	0	-511,219	-2,331	-4,542
77	S60.9.25	10,000		0.18	8	0	0	-606,321	-560	0
78	S60.10.21		25,000	0.18	26	0	0	-531,321	-1,803	-1,803
79	S60.11.26		30,000	0.18	36	0	0	-561,321	-2,620	-4,423
80	S60.12.14	20,000		0.18	18	0	0	-547,128	-1,384	0
81	S60.12.31		25,000	0.18	17	0	0	-572,128	-1,274	-1,274
82	S61.1.4		30,000	0.18	35	0	0	-602,128	-2,743	-4,017
83	S61.2.6	20,000		0.18	2	0	0	-586,309	-164	0
84	S61.3.6		25,000	0.18	28	0	0	-611,309	-2,248	-2,248
85	S61.4.11			0.18	36	0	0	-611,309	-3,014	-5,262
86	S61.4.11		30,000	0.18	0	0	0	-641,309	0	-5,262
87	S61.4.11		480,102	0.18	0	0	0	-1,121,411	0	-5,262
88	S61.4.11	480,102		0.18	0	0	0	-646,571	0	0
89	S61.5.14		25,000	0.18	33	0	0	-671,571	-2,922	-2,922
90	S61.5.14	20,000		0.18	0	0	0	-654,493	0	0
91	S61.6.18		25,000	0.18	35	0	0	-679,493	-3,137	-3,137
92	S61.6.18	10,000		0.18	0	0	0	-672,630	0	0
93	S61.6.27	4,000		0.18	9	0	0	-669,459	-829	0
94	S61.7.23		25,000	0.18	26	0	0	-694,459	-2,384	-2,384
95	S61.7.23	6,000		0.18	0	0	0	-690,843	0	0
96	S61.8.26		25,000	0.18	34	0	0	-715,843	-3,217	-3,217
97	S61.9.30		30,000	0.18	35	0	0	-745,843	-3,432	-6,649
98	S61.9.30	18,000		0.18	0	0	0	-734,492	0	0
99	S61.11.4		30,000	0.18	35	0	0	-764,492	-3,521	-3,521
100	S61.11.4	10,000		0.18	0	0	0	-758,013	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
151	H1.5.18		30,000	0.18	31	0	0	-1,377,930	-5,724	-12,042
152	H1.5.18	22,000		0.18	0	0	0	-1,367,972	0	0
153	H1.5.18	5,000		0.18	0	0	0	-1,362,972	0	0
154	H1.6.23		30,000	0.18	36	0	0	-1,392,972	-6,721	-6,721
155	H1.6.23		486,486	0.18	0	0	0	-1,879,458	0	-6,721
156	H1.6.23	500,000		0.18	0	0	0	-1,386,179	0	0
157	H1.6.23			0.18	0	0	0	-1,386,179	0	0
158	H1.7.28		20,000	0.18	35	0	0	-1,406,179	-6,646	-6,646
159	H1.9.1		20,000	0.18	35	0	0	-1,426,179	-6,741	-13,387
160	H1.10.6		30,000	0.18	35	0	0	-1,456,179	-6,837	-20,224
161	H1.10.6	25,000		0.18	0	0	0	-1,451,403	0	0
162	H1.11.7		30,000	0.18	32	0	0	-1,481,403	-6,362	-6,362
163	H1.11.7	20,000		0.18	0	0	0	-1,467,765	0	0
164	H1.12.12		30,000	0.18	35	0	0	-1,497,765	-7,037	-7,037
165	H1.12.12	15,000		0.18	0	0	0	-1,489,802	0	0
166	H2.1.16		30,000	0.18	35	0	0	-1,519,802	-7,142	-7,142
167	H2.1.16	15,000		0.18	0	0	0	-1,511,944	0	0
168	H2.2.20		30,000	0.18	35	0	0	-1,541,944	-7,249	-7,249
169	H2.2.20	15,000		0.18	0	0	0	-1,534,193	0	0
170	H2.3.27		20,000	0.18	35	0	0	-1,554,193	-7,355	-7,355
171	H2.3.27	10,000		0.18	0	0	0	-1,551,548	0	0
172	H2.4.30		30,000	0.18	34	0	0	-1,581,548	-7,226	-7,226
173	H2.4.30	15,000		0.18	0	0	0	-1,573,774	0	0
174	H2.6.4		30,000	0.18	35	0	0	-1,603,774	-7,545	-7,545
175	H2.6.4	15,000		0.18	0	0	0	-1,596,319	0	0
176	H2.7.9		30,000	0.18	35	0	0	-1,626,319	-7,653	-7,653
177	H2.7.9	16,000		0.18	0	0	0	-1,617,972	0	0
178	H2.8.13		20,000	0.18	35	0	0	-1,637,972	-7,757	-7,757
179	H2.8.13	7,000		0.18	0	0	0	-1,637,972	0	-757
180	H2.9.18		20,000	0.18	36	0	0	-1,657,972	-8,077	-8,834
181	H2.10.16		25,000	0.18	28	0	0	-1,682,972	-6,359	-15,193
182	H2.11.19		20,000	0.18	34	0	0	-1,702,972	-7,838	-23,031
183	H2.11.19	25,000		0.18	0	0	0	-1,701,003	0	0
184	H2.12.25		30,000	0.18	36	0	0	-1,731,003	-8,388	-8,388
185	H3.1.11		30,000	0.18	17	0	0	-1,761,003	-4,031	-12,419
186	H3.1.11	40,000		0.18	0	0	0	-1,733,422	0	0
187	H3.2.15		30,000	0.18	35	0	0	-1,763,422	-8,310	-8,310
188	H3.2.15	15,000		0.18	0	0	0	-1,756,732	0	0
189	H3.3.22		30,000	0.18	35	0	0	-1,786,732	-8,422	-8,422
190	H3.3.22	10,000		0.18	0	0	0	-1,785,154	0	0
191	H3.4.3	8,000		0.18	12	0	0	-1,780,088	-2,934	0
192	H3.4.26		30,000	0.18	23	0	0	-1,810,088	-5,608	-5,608
193	H3.4.26	12,000		0.18	0	0	0	-1,803,696	0	0
194	H3.5.27		30,000	0.18	31	0	0	-1,833,696	-7,659	-7,659
195	H3.5.27	20,000		0.18	0	0	0	-1,821,355	0	0
196	H3.6.19		30,000	0.18	23	0	0	-1,851,355	-5,738	-5,738
197	H3.6.19	12,000		0.18	0	0	0	-1,845,093	0	0
198	H3.7.23		30,000	0.18	34	0	0	-1,875,093	-8,593	-8,593
199	H3.7.23	10,000		0.18	0	0	0	-1,873,686	0	0
200	H3.8.27		30,000	0.18	35	0	0	-1,903,686	-8,983	-8,983

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
551	H20.1.12	3,000		0.18	0	0	0	-6,710,648	0	-793,477
552	H20.2.18		16,000	0.18	37	0	0	-6,726,648	-33,919	-827,396
553	H20.2.18	3,000		0.18	0	0	0	-6,726,648	0	-824,396
554	H20.3.22		15,000	0.18	33	0	0	-6,741,648	-30,925	-854,721
555	H20.3.22	4,000		0.18	0	0	0	-6,741,648	0	-850,721
556	H20.4.26		16,000	0.18	35	0	0	-6,757,648	-32,234	-882,955
557	H20.4.26	3,000		0.18	0	0	0	-6,757,648	0	-879,955
558	H20.6.2		15,000	0.18	37	0	0	-6,772,648	-34,157	-914,112
559	H20.6.4	2,000		0.18	2	0	0	-6,772,648	-1,850	-913,962
560	H20.7.6		20,000	0.18	32	0	0	-6,792,648	-29,607	-943,569
561	H20.7.7	8,000		0.18	1	0	0	-6,812,648	-30,622	-967,118
562	H20.8.9		20,000	0.18	33	0	0	-6,812,648	0	-958,118
563	H20.8.9	9,000		0.18	0	0	0	-6,827,648	-35,366	-993,484
564	H20.9.16		15,000	0.18	38	0	0	-6,827,648	-1,865	-994,349
565	H20.9.18	1,000		0.18	2	0	0	-6,842,648	-30,780	-1,025,129
566	H20.10.21		15,000	0.18	33	0	0	-6,842,648	0	-1,022,129
567	H20.10.21	3,000		0.18	0	0	0	-6,857,648	-36,456	-1,058,585
568	H20.11.29		15,000	0.18	39	0	0	-6,872,648	-34,675	-1,093,260
569	H21.1.5		15,000	0.18	37	0	0	-6,872,648	-1,882	-1,091,142
570	H21.1.7	4,000		0.18	2	0	0	-6,892,648	-34,833	-1,125,975
571	H21.2.13		20,000	0.18	37	0	0	-6,912,648	-35,879	-1,161,854
572	H21.3.23		20,000	0.18	38	0	0	-6,912,648	0	-1,148,854
573	H21.3.23	13,000		0.18	0	0	0	-6,932,648	-32,195	-1,181,049
574	H21.4.26		20,000	0.18	34	0	0	-6,932,648	0	-1,173,049
575	H21.4.26	8,000		0.18	0	0	0	-6,952,648	-34,188	-1,207,237
576	H21.6.1		20,000	0.18	36	0	0	-6,952,648	0	-1,200,237
577	H21.6.1	7,000		0.18	0	0	0	-6,972,648	-30,477	-1,230,714
578	H21.7.3		20,000	0.18	32	0	0	-6,972,648	-7,641	-1,229,355
579	H21.7.11	9,000		0.18	8	0	0	-6,992,648	-32,475	-1,261,830
580	H21.8.14		20,000	0.18	34	0	0	-6,992,648	-12,452	-1,269,282
581	H21.8.27	5,000		0.18	13	0	0	-7,012,648	-21,073	-1,290,355
582	H21.9.18		20,000	0.18	22	0	0	-7,012,648	-4,803	-1,287,158
583	H21.9.23	8,000		0.18	6	0	0	-7,032,648	-27,858	-1,315,016
584	H21.10.22		20,000	0.18	29	0	0	-7,052,648	-32,754	-1,347,770
585	H21.11.25		20,000	0.18	34	0	0	-7,052,648	0	-1,330,770
586	H21.11.25	17,000		0.18	0	0	0	-7,072,648	-33,814	-1,364,584
587	H21.12.30		20,000	0.18	35	0	0	-7,072,648	-9,688	-1,366,272
588	H22.1.9	8,000		0.18	10	0	0	-7,072,648		

これは正本である。

平成 23 年 2 月 18 日

高知地方裁判所

裁判所書記官 島 曜

